講習費	監理支援機関が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理支援機関が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、監理型育成就労外国人に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額
監査指導費	監理型育成就労の実施に関する監理支援に要する費用（監理型育成就労実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額
その他諸経費	その他育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額

入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、監理型育成就労実施者等から徴収する。

当該費用が必要となった時以降に監理型育成就労実施者等から徴収する。

監理型育成就労外国人が監理型育成就労実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該監理型育成就労実施者から徴収する。

（許可証）

第五十七条　法第二十九条第一項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十八号によるものとする。

2　法第二十九条第三項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十九号による申請書の正本一部を提出しなければならない。

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。

一　次のいずれかに該当するとき　監理支援事業を行う全ての事業所に係る許可証

イ　許可が取り消されたとき。

ロ　許可の有効期間が満了したとき。

ハ　監理支援事業を廃止したとき。

二　監理支援事業を行う事業所を廃止したとき　廃止した事業所に係る許可証

三　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき　発見し、又は回復した許可証

4　許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、その日から十日以内に、監理支援事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

（長期の有効期間が認められる者）

第五十八条　法第三十一条第一項の主務省令で定める基準は、従前の監理支援事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による命令を受けていないこととする。

（許可の有効期間の更新の申請等）

第五十九条　法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の規定による申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十五号による申請書の正本一部を提出して行わなければならない。

2　更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。

（更新申請書の記載事項）

第六十条　法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第四十二条各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二　監理支援機関の許可年月日及び許可番号

（軽微な変更）

第六十一条　法第三十二条第一項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号に掲げる事項のうち監理支援事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

（変更の届出等）

第六十二条　法第三十二条第一項の規定による届出は、別記様式第二十号によるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第二十号による申請書の正本一部を提出しなければならない。

3　法第三十二条第一項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第四十三条第一項各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。

4　法第三十二条第一項後段に規定する場合以外の場合には、第一項の届出書又は第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　監理支援事業を行う事業所ごとの監理支援事業に係る事業計画書

二　法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面

三　第四十三条第一項各号に掲げる書類のうち変更があった事項に係るもの

（育成就労の実施が困難となった場合の届出等）

第六十三条　法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十三号によるものとする。

2　法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、名称及び住所

二　監理型育成就労を行わせることが困難となった監理型育成就労実施者の育成就労実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三　第三十八条第二項第三号から第六号までに規定する事項

四　法第十九条第二項に規定する監理型育成就労実施者による監理型育成就労外国人の育成就労の継続のための措置

五　届出者による監理型育成就労の継続のための措置

六　法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

（休廃止の届出等）

第六十四条　法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第二十一号によるものとする。

2　法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所

二　監理支援事業を行う事業所の名称及び所在地

三　廃止又は休止の予定日

四　監理支援事業を休止しようとする場合にあっては、その範囲及び期間

五　廃止又は休止の理由

六　直近の監理支援事業に係る許可の有効期間において監理支援を行った監理型育成就労に係る事項

七　監理支援を行う監理型育成就労が現に行われている場合にあっては、届出者による当該監理型育成就労の継続のための措置

3　第一項の届出をして監理支援事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理支援事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。